平成２５年（フ）第９４号
福岡県飯塚市潤野933番地296　潤野メゾネット101
債務者　瓜生田　力
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４８号
大分県豊後高田市見目705番地13
債務者　藤安真佑美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２５号
宮崎市青葉町135番地14　領家コーポラス405号
債務者　橋本美枝子（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２６号
宮崎市大塚町柳ケ迫3799番地６、前住所宮崎市大塚町大迫北平4087番地２
債務者　今泉　正人
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７号
福井県敦賀市松葉町14番305号
債務者　小宮千枝子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第８２号
兵庫県宝塚市大吹町10番21―１号、従前の住所兵庫県宝塚市高司３丁目５番２号
債務者　森山　幸一
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
兵庫県明石市大久保町谷八木1191番地の47奥北野宿舎３棟402号
債務者　向山佐知恵
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
広島県呉市西惣付町１番21号
債務者　酒井　　文
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１１５号
広島県呉市長ノ木町２番28号
債務者　下高　京美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８８号
福島県郡山市富久山町久保田字太郎殿前110番地　田代コーポ第４―205号
債務者　荻野　　広
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
富山市町新15番地２　シティコーポＡＢＥ・20Ｄ、前住所富山県滑川市四ツ屋246番地３
債務者　大后　洋一
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３１号
富山市町新15番地２　シティコーポＡＢＥ・20Ｄ、前住所富山県滑川市四ツ屋246番地３
債務者　大后美智子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８０号
沖縄県浦添市城間２丁目６番15―１号
債務者　嘉手納美奈子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５７６号
神戸市長田区一番町３丁目１番地　市住３―607号
債務者　デキシーガーデンこと　西岡　智代
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１９８８号
東京都大田区大森南４丁目15―21　東京ヤサカ自動車株式会社、開始決定時の住所東京都品川区南品川２丁目10―５　ボア・ド・シエルジュ壱号館203
破産者　稲川　　亨（旧姓飯村）
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５７３号
東京都八王子市大塚293―35
破産者　大宮　良子
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１３４号
埼玉県入間郡毛呂山町中央３丁目21―22
破産者　海野　哲裕
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３０２号
神奈川県横浜市港北区高田東４丁目21―10―102
破産者　高橋　　裕
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部